

申し込んでもないのに、強引に送りつけられる！ 健康食品の悪質な販売手口が増加！

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに商品を強引に送りつけられる相談が多数寄せられています。高圧的な言い方で電話勧誘されたり、あたかも病気が治るかのようなセールストークがなされたり、トラブルにあう人は60歳代～80歳代で約8割を占めており、判断力の低下に乗じた勧誘がされているケースも多数あります。

〔ひとことアドバイス〕

- 申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、きっぱり断りましょう。
- 商品が届いてしまったら、心当たりのない宅急便や勝手に送りつけられた物は宅配業者に「受け取り拒否」を伝えましょう。
- 電話で勧誘された場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。契約解除の理由は問いません。
- 健康食品はあくまでも食品の一つであり、医薬品と健康食品を併用する場合、思わぬ健康被害が発生することもあるので、病気の治療のために健康食品を利用するのは気をつけましょう。
- 高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲も注意し見守りましょう。
- 断っても業者が商品を送ると言ってくるなど、困ったことがあれば、消費生活相談窓口までご相談ください。

岐阜県県民生活相談センター：058-277-1003

役場住民課：69-3111（050-5808-9600）